

人権週間って何?

毎年12月4日～10日は「人権週間」です。人権週間の歴史は1948年のパリにさかのぼります。この年の12月10日に開催された第3回国連総会で『世界人権宣言』が採択されました。この『世界人権宣言』は5千万人とも6千万人ともいわれる尊厳を奪った、第二次世界大戦の痛烈な反省の中から生み出されたものです。

その後、第5回国連総会において、12月10日を『人権デー』と定められた。日本においても、「世界人権宣言」の精神の啓発と人権意識の高揚を図り、地域に根付かせ前進させる目的で、12月4日～10日までを『人権週間』とし、毎年各種啓発活動を行っています。この『世界人権宣言』は普遍的なもので、世界の『人権の基準』として各国の憲法や国内立法などに影響を与えています。

世界人権宣言

- 《第1条》すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。
- 《第2条》いかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる

社会情勢と人権問題について考える

社会状況を見ていくと、景気が回復傾向にあるとしながらも、まだまだ厳しい社会状況は続いています。人口減少・少子高齢化が進み、農村部では青年層が生活の場を求めて、都市部へ流出。地域活力の減退に繋がっています。さらに格差社会の進行による、フリーターやニート、ワーキングプアなどの不安定就労により、生活自体が困難な状況が生まれ、生活保護受給者や高齢者の長期受給も増加傾向にあります。また、年金問題や高齢者の医療保険、介護保険の自己負担額など、様々な社会的課題により、将来への不安を感じている人も少なくありません。こうした社会不安が様々な人権侵害、人権問題を生み出す一因になっています。殺傷事件等にもみる障害者への差別、ヘイトスピーチにみられる人種差別、子どもへのいじめや虐待、情報化の発展に伴うインターネットで

の誹謗中傷、部落差別を目的にした落書きなど、人権侵害は後を絶みません。『人権の世紀』といわれた21世紀。人権擁護の取り組みに逆行する差別は、まだまだ続いています。こうした社会情勢の中、2016年にヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法、部落差別解消推進法が施行されました。なかでも、昨年12月16日に施行された部落差別解消推進法には、『現在もなお部落差別が存在する』と明記され、『部落差別のない社会を実現すること』を目的に、国及び地方自治体の責務を記した初めての恒久法です。これらの法律の制定は、部落差別をはじめとしたあらゆる差別を撤廃し、人権確立社会を築くための基礎となるものです。今後は行政としてもすべての人々の人権を守るための取り組みをより一層行っていく必要があると考えています。

特集

人権

考えをみましよう

12月4日～10日は『人権週間』です。



市では、差別のない地域づくりのために、各人権会館の啓発、相談事業を中心とした各種事業の他、人権に関わる各種団体と連携した独自の活動を行っています。その拠点となるのが、吉田人権会館、八千代人権福祉センター、甲田人権会館、たかみや人権会館の4施設。人権会館では『地域社会全体の中で同和問題の理解を深め、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティ』として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的に、様々な事業を展開しています。

各会館では、人権に関わる講演会やイベントが催される他、年間を通して各種相談事業が行われています。こうした事業は、人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの人権が守られ、差別の無い地域「住んで良

差別のない地域づくりのために ～安芸高田市の取り組み～

かったと感じる安芸高田市」にするための取り組みのひとつです。もちろん、行政だけではなく、市民のみならず一人ひとりの力が必要です。自分を大切に、家族を大切に、地域を大切に。その心と想いが大きな力になるはず。

特別支援が必要な児童とそうでない児童が同じ教室で学ぶ大阪市立大空小学校を舞台にしたドキュメンタリー映画『みんなの学校』の中で、先生が「人権とは何ですか?」と問いかけると、一人の児童が「空気」と答えるシーンがあります。あつて当たり前のもので、普段は気にしていないけれどとても大切なもの。『人権』が私たちにどうして空気のような存在になるのを目指して。人権週間を機に、みなさんも誰かの声、自分の声に耳を傾けてみませんか?

吉田人権会館



【主な事業】ハートフルフェスタの開催
吉田町常友1284-1 ☎42-2826

甲田人権会館



【主な事業】人権に関わる講演会や映画上映
甲田町高田原1458 ☎45-4922

八千代人権福祉センター



【主な事業】心耕祭の開催
八千代町佐々井1329 ☎52-7500

たかみや人権会館



【主な事業】世界人権宣言記念大会の開催
高宮町佐々部983-13 ☎57-1330